

新登録遺跡記入カード		1 新発見	2 周知遺跡変更
ふりがな 遺跡名	やまのくちさどわら いせき 山之口佐土原遺跡	周知遺跡の場合 遺跡番号	YK129
所在地	都城市 大字 山之口町花木2405番地3		
立地	沖積地() 台地() 河岸段丘 河川敷 丘陵 その他()		
種別	散布地() 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 古墳 横穴墓 生産遺跡 その他の遺跡()		
時代	旧石器() 縄文() 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他()		
現況	宅地() 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 社寺 その他()		
遺構	なし		
遺物	土器		
特記事項			
変更等の具体的理由	平成30年5月17日に実施した試掘調査において、縄文時代の遺物が確認されたため、新規遺跡として登録する。遺跡の範囲は、試掘調査を実施した部分のうち、遺物が確認された区域をもって遺跡の範囲とした。 平成30年5月29日に範囲周辺の試掘調査を実施したが、この範囲以上の広がりは認められなかった。		

遺跡の範囲を示す地図(国土地理院25,000分の1地形図) コピーを貼り付けてください



※範囲が変更になった遺跡は旧範囲と新範囲がわかるように記入してください。

遺跡の範囲を示す地図 (1/2500) コピーを貼り付けてください



※範囲が変更になった遺跡は旧範囲と新範囲がわかるように記入してください。